

香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月23日

香美市長

依光晃一郎

香美市条例第36号

香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年香美市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号ア中「26円」を「35円」に、「20円」を「27円」に改め、同号イ中「52円」を「70円」に、「41円」を「55円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する